

はじめに

法務省は刑務所から出所する高齢者や障害者の社会復帰支援に関連し、平成16年度から社会福祉士などの配置を一部の刑務所で始め、平成21年度には全刑務所に拡大した。少年施設においては医療少年院への配置はあったが、一般の少年院にも拡がりつつある。

私は、平成27年度より久里浜少年院で社会復帰支援を担う非常勤の社会福祉士として勤務している。平成27・28年度は府中刑務所でも非常勤の社会福祉士として、主に特別調整を担当し高齢者や障害者の支援に従事してきた。府中刑務所での役割は、高齢者や障害者であり、特別調整の要件に合う収容者を面接を繰り返しながら候補者として選定し、保護観察所及び地域生活定着支援センターと協力し支援することを業務としていた。しかし、累犯収容者の多くが障害ではなく、高齢であってもこれまでの生育環境により十分な教育を受けられないまま、社会スキルを身に付けることなく成人になり、社会的な認知の歪みによって犯罪を繰り返していることが多く、支援の対象にならないケースがほとんどであった。

近年、罪を犯した人の社会復帰や再犯防止が社会的課題になっている。我が国では平成28年12月に再犯防止推進法が成立・施行され、平成29年12月には再犯防止推進計画が閣議決定された。国際的に見ると、1990年に国連で社会内処遇の在り方が議論され、犯罪者の再社会化において、非拘禁的措置の促進が目指された。結果として、社会内処遇の国連最低基準規則が採択された。このような国際的動向の中で、法務省は「施設内処遇の連携という観点から、改善、更生の見込みのある者は、刑務所から社会内処遇へ早目に移行することも考慮すべきである」とした。だが、刑務所からの早期出所は課題も多く、「社会の安全と犯罪者の改善更生」を実際にどのように運用するかということについては、はつきりとした方向性は見えていない。

また、選挙権及び国民投票の投票権を有する者の年齢は18歳以上に引き下げられ、民法の成年年齢も18歳に引き下げられる。それに伴い少年法適用年齢も引き下げる動きもある。現在『少年法における「少年」の年齢及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備について』法制審議会で議論が行われているところである。

寛容政策という独自の方針で、刑務所の開放処遇や社会処遇に重点を置き、犯罪者の社会復帰に先駆的に取り組んでいるのが、北欧諸国である。歴史的に熟成させてきた福祉政策を基に、市民としての社会生活保障の一環として、犯罪者の社会復帰政策に取り組んでいる。刑罰を刑務所でという一面的観念でとらえず、それぞれの方策を実験的に取り組みながら進めている。

日本でも、少年処遇においては近年、少年院法の大幅改正、少年鑑別所法の制定に示されるように、非行少年の処遇や支援が大きく変わりつつある。例えば、少年院法の改正により、施設内処遇の充実のみならず「社会復帰支援」（第44条）や「退院者からの相談」（第146条）に対応することが明記された。少年鑑別所・少年院等を出てからの保護観察や社会復帰においては保護観察所や保護司のほか、地域生活定着支援センター等が関係機関と連携を図りながら青少年の地域移行支援が行われている。犯罪に至り少年鑑別所や少年院に収容された青少年の中には、それまでの環境や周囲の対応により愛着障害や発達障害に類似した発達困難を有する少年が少からずいることが明らかにされている。彼らの社会復帰や社会的自立に向けては就労・修学の継続や地域移行支援が課題とされている。非行・犯

罪に至った青少年の社会的自立や成長・発達に向けた支援をしていくためには、施設内処遇と社会内処遇の両者において、矯正施設・学校・地域の関係機関による連携のもと本人の「声」を大切にした継続的な支援が不可欠であると言える。

少年の非行に対する対応は、教育的処遇が基本になる点では北欧諸国も日本も同様である。しかし、北欧では、基本的人権や子どもの権利を基本に据え、平等や自由を重視している点など、社会に深く浸透している価値観が日本と大きく異なっている。個の確立、個人の自立を促すこと、社会参加と構成員としての自覚を持たせることが強く意識されていることは、日本の社会を振り返るとき、私たちが深く考えるべき問題である。

日本でも、選挙権年齢を18歳に引き下げられたが、経済格差の拡大が指摘される今、青少年の育成と自立を促すためには、社会福祉的視点の強化が同時に必要になるであろう。若者、女性やシングルマザー、そして子どもの貧困化が社会問題化している日本の現状を改善するためには、子どもの生活を国が保障する北欧型の福祉施策の優れた点から私たちが学ぶことは多い。一方、北欧には、少年法、少年院や家庭裁判所がなく、15歳から18歳の少年については刑務所に収容しないことを原則とし、福祉分野が対応していくことになる。しかし、現在、犯罪を犯した少年を福祉だけで扱うことには限界を感じられ始めているという。少年であっても、犯罪を犯した者の更生においては、強制力を持ちながら、教育という側面を強く維持している日本の少年院制度は、日本が大いに発信していくべき部分であろう。

犯罪は、家庭環境の事情により十分な教育を受けていない、無職、ホームレス、最低貧困ライン以下の生活等の要因が重なり合って発生している。今後、再犯率を下げるためには、これらの要因を複合的に除去していくことが不可欠である。それを担うのがソーシャルワーカーの役割のひとつではないだろうか。北欧諸国では矯正施設においてもソーシャルワーカーの役割は大きく、処遇にも大きく関与し、今後の社会復帰の要となり社会につないでいる。

現在、日本の矯正施設のソーシャルワーカーは主に、高齢者や障害者に対しての支援を行っているが、今後はさらに広範囲の支援である北欧型のソーシャルワークが必要であると考える。そのために、矯正施設のソーシャルワーカーは自らの役目を認識し、理解を求めながら実行していくことこそが急務であろう。

そこで、今回、矯正施設から社会復帰までにソーシャルワーカーの果たす役割に関する調査を行った。